

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

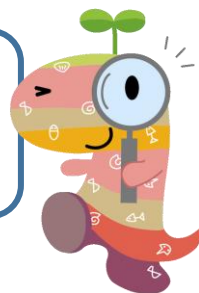
丹波市では、事業者や自治会等が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。

助成対象者

- 飲食店、物販店等の事業者・医療など民間事業者
- 自治会、自治協など地域の団体
- サークルなど各種団体

合理的配慮とは？

障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合に、無理のない範囲で適切な措置を講じることです。



助成の対象になるもの

助成内容		上限額
<u>コミュニケーションツールの作成</u> 点字メニュー、音声コード付きパンフレット など		2万5千円
<u>手話通訳等の派遣</u> 市民を対象としたイベント開催時の手話通訳 など		2万5千円
<u>物品の購入</u> 移動式スロープ・ローカウンター、筆談ボード など		5万円
<u>工事の施工</u> ※民間事業者除く 出入りロスロープ、手すり、多機能トイレ など		10万円

制度利用の流れ

【交付申請】

事業者や団体が実施したい合理的配慮を検討し、市に申請する。

【交付決定】

市が申請内容を審査し、決定して通知する。

【事業実施】

事業者や団体が決定に基づき合理的配慮の提供を実施する。

【完了報告】

事業者や団体は申請内容が完了したら、市に報告する。

【助成金確定】

市が完了報告の内容を確認し、助成金額を確定して通知する。

【助成金支払】

事業者や団体は市に助成金の請求をし、交付を受ける。

お問い合わせ

丹波市健康福祉部障がい福祉課 電話 0795-88-5262 ファックス 0795-88-5283